

独立行政法人日本貿易振興機構 第五期中期目標 新旧対照表 ※変更箇所のみ抜粋

(主務府省：経済産業省)

変更案	現行	備考
<p>(目次)</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)</p> <p>2. 中期目標の期間</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の 質の向上に関する事項</p> <p>(1) 対日直接投資やスタートアップの海外展開 等を通じたイノベーション創出支援</p> <p>① 質の高い対日直接投資等の促進</p> <p>② スタートアップの海外展開支援</p> <p>③ オープンイノベーションの推進</p> <p>(2) 農林水産物・食品の輸出促進</p> <p>(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開 支援</p> <p>(4) 我が国企業活動や通商政策等への貢献</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務改善の取組</p> <p>(ア) 組織体制・運営の見直し</p> <p>(イ) 業務の優先順位付けの徹底</p> <p>(ウ) 調達方法の見直し</p> <p>(エ) 人件費管理の適正化</p> <p>(オ) 費用対効果の分析と改善</p>	<p>(目次)</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)</p> <p>2. 中期目標の期間</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務 の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 対日直接投資やスタートアップの海外展 開等を通じたイノベーション創出支援</p> <p>① 質の高い対日直接投資等の促進</p> <p>② スタートアップの海外展開支援</p> <p>(2) 農林水産物・食品の輸出促進</p> <p>(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展 開支援</p> <p>(4) 我が国企業活動や通商政策等への貢献</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務改善の取組</p> <p>(ア) 組織体制・運営の見直し</p> <p>(イ) 業務の優先順位付けの徹底</p> <p>(ウ) 調達方法の見直し</p> <p>(エ) 人件費管理の適正化</p> <p>(オ) 費用対効果の分析と改善</p>	

- (2) 業務の電子化
 - 5. 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 自己収入拡大への取組
 - (2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組
 - (3) 保有資産の見直し
 - (4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等
 - 6. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 内部統制
 - (2) デジタル化への対応
 - (ア) データ利活用の一層の推進
 - (イ) 情報管理及び情報セキュリティの確保
 - (3) 人材育成や人材の多様化
 - (4) 働き方改革の推進
 - (5) 安全管理
 - (6) 顧客サービスの向上
- 別添 政策体系図
- 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）（略）
 - 2. 中期目標の期間（略）
 - 3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項（略）
- (1) 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援

- (2) 業務の電子化
 - 5. 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 自己収入拡大への取組
 - (2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組
 - (3) 保有資産の見直し
 - (4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等
 - 6. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 内部統制
 - (2) デジタル化への対応
 - (ア) データ利活用の一層の推進
 - (イ) 情報管理及び情報セキュリティの確保
 - (3) 人材育成や人材の多様化
 - (4) 働き方改革の推進
 - (5) 安全管理
 - (6) 顧客サービスの向上
- 別添 政策体系図
- 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）（略）
 - 2. 中期目標の期間（略）
 - 3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項（略）
- (1) 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援

(略)

① 質の高い対日直接投資等の促進

(略)

(関係機関との連携、イノベーションと地域経済活性化への重点化)

(略)

(日本企業等と外国企業の協業・連携)

外国企業の拠点設立の有無に限らず、優れた技術を持つ外国企業と日本企業・大学・研究機関をマッチングし、技術提携や共同研究開発などを促進することにより、上記の重点化対象となっている国内のイノベーション創出や地域経済活性化に貢献する。また、日本企業のニーズや課題と、イノベティブな海外スタートアップのソリューションを組み合わせることを通じて、国内でのオープンイノベーションを推進する。

(国内の投資環境改善)

(略)

(対日直接投資促進に向けた情報発信)

(略)

(略)

① 質の高い対日直接投資等の促進

(略)

(関係機関との連携、イノベーションと地域経済活性化への重点化)

(略)

(日本企業等と外国企業の協業・連携)

外国企業の拠点設立の有無に限らず、優れた技術を持つ外国企業と日本企業・大学・研究機関をマッチングし、技術提携や共同研究開発などを促進することにより、上記の重点化対象となっている国内のイノベーション創出や地域経済活性化に貢献する。また、日本企業のニーズや課題と、イノベティブな海外スタートアップのソリューションを組み合わせることを通じて、オープンイノベーションを推進する。

(国内の投資環境改善)

(略)

(対日直接投資促進に向けた情報発信)

(略)

「③オープンイノベーションの推進」が海外での取組を対象としているため、違いを明確にするための追記。

【指標】 (略)

②スタートアップの海外展開支援 (略)

③オープンイノベーションの推進

成長戦略実行計画(2020年7月17日)においては、政府は、日本企業の企業文化を変革するきっかけとして、新興国企業との新事業創出を「アジアDXプロジェクト」として推進しており、経済産業省はじめ関係省庁の連携の下、最初のパイオニア的企業数社をピックアップし、リーディングモデルを創出することが目標として掲げられている。日本貿易振興機構においても、2019年12月にはデジタルトランスフォーメーション推進チームを立ちあげ、在外公館と協働し、有望な新興国企業の発掘や現地政府との調整支援など、新興国企業と日本企業との連携を促進していくことが求められている。日本企業のニーズや課題と、イノベティブな海外企業のソリューションを組み合わせることを通じて、海外でのオープンイノベーションを推進する。

【指標】

ア. オープンイノベーション推進のための海外での協業・連携案件の成功件数を中期目標期間中に11件以上達成する。【基幹目標】

【指標】 (略)

②スタートアップの海外展開支援 (略)

成長戦略実行計画(2020年7月17日)及び令和2年度3次補正予算措置を踏まえた目標の追加。

イ. オープンイノベーション推進のための海外での協業・連携案件の支援件数を中期目標期間中に108件以上達成する。

<目標水準の考え方>

2020年度における日本企業の海外での外国企業との協業・連携を支援した実績見込み20件などを勘案し、中期目標期間中（2021年度-2022年度）に、108件以上の支援を目指す。また、成功率は前中期目標期間の誘致成功率約10%と同程度を想定し、成功件数は11件以上を目指す。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移することを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【難易度：高】日本企業が海外企業と協業・連携してオープンイノベーションをおこすためには、双方の企業をよく調査した上で丁寧にマッチングを行う必要があり実際の案件形成に

つなげることは極めて難易度が高い
ため。

【重要度：高】政府目標におけるパイオニア企業
の発掘、リーディングモデルの創
出を達成するためには、協業・連
携案件の発掘・支援し、協業の成
功に結びつけることが重要である
ため。

(2) 農林水産物・食品の輸出促進 (略)

(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開
支援

(中略)

【指標】

ア. 輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含
む）を毎年6%以上増加させる。初年度であ
る2019年度を12,255件（11,658件(10,998件
×1.06)＋補正見込件数597件(563件×
1.06)）とする。2020年度は13,239件
（12,357件＋補正見込件数882件（832件×
1.06)）とする。2021年度は13,956件
(13,099件+補正見込件数857件(808件×

(2) 農林水産物・食品の輸出促進 (略)

(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展
開支援

(中略)

【指標】

ア. 輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含
む）を毎年6%以上増加させる。初年度で
ある2019年度を12,255件（11,658件
（10,998件×1.06)＋補正見込件数597件
（563件×1.06)）とする。2020年度は
13,239件（12,357件＋補正見込件数882
件（832件×1.06)）とする。（2021年度：
13,099件、2022年度：13,885件）【基幹
目標】

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のた
めの総合経済対策（令和2年12月8日閣
議決定）」及び同経済対策を受けて措置さ
れた令和2年度3次補正予算を踏まえた指
標の変更。

1.06)) とする。 (2022年度 : 13,885件)

【基幹目標】

イ. ~ケ. (略)

(中略)

(4) 我が国企業活動や通商政策等への貢献
(略)

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

中期目標の達成や成果向上に向けて、組織として、PDCAサイクルに基づく業務実績・活動の把握や、一層の創意工夫、業務改善、効率化に取り組むこととする。

運営費交付金を充当して行う業務については、本中期目標期間中、政策的経費等を除きは除外した上で、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（人件費を除く。）の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度以上の効率化を図るものとする。

(以下略)

イ. ~ケ. (略)

(中略)

(4) 我が国企業活動や通商政策等への貢献
(略)

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

中期目標の達成や成果向上に向けて、組織として、PDCAサイクルに基づく業務実績・活動の把握や、一層の創意工夫、業務改善、効率化に取り組むこととする。

運営費交付金を充当して行う業務については、本中期目標期間中、政策的経費等を除き、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図るものとする。

(以下略)

3. (1) ③の新規目標追加に伴い、DXの推進体制を整備・維持するためには、担い手となる職員を安定的に確保・育成する必要があることから、人件費を効率化対象から除外。